

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	14 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	40 件
国民年金関係	23 件
厚生年金関係	17 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和49年10月から63年3月まで

申立期間の保険料は、当初は自分で特定の金融機関で納付し、昭和53年4月に妻と同居し始めてからは、妻が夫婦の保険料を一緒に納付し、昭和53年の夏ごろからは、銀行の渉外職員が貯金の集金に来た際に夫婦の保険料を一緒に渡し、納付の代行をしてもらったので、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、その妻と同居し始めた昭和53年4月以降は、妻が夫婦の国民年金保険料を一緒に納付し、同年の夏ごろからは、銀行の渉外職員が集金に来た際に、保険料を妻の分とともに渡し、納付を代行してもらっていたとしているところ、妻には昭和53年4月以降の納付記録があり、銀行の担当者はそのことを裏付ける証言をしていることから、その主張に不自然さはみられない。

また、申立人は、申立期間中の昭和57年と60年の確定申告書の写しを保持しており、同申告書には社会保険料控除額として当時の保険料額とほぼ一致する金額が記載されており、担当した税理士も申立期間の保険料の納付があったことを証言している。

一方、申立期間のうち、妻と同居する前の昭和49年10月から53年3月までの期間については、納付金額、納付方法など納付に関する記憶が不明瞭であり、納付を示す関連資料(家計簿、確定申告書など)も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和53年4月から63年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年4月から58年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年4月から58年3月まで

年金記録を確認したところ、申立期間について未納とされていたが、申立期間の国民年金保険料については、A県B町役場で納付したので、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中の昭和57年7月に、過去の55年10月から56年3月までの期間及び56年10月から57年3月までの期間の合計12か月分の保険料をさかのぼって納付しており、それにもかかわらず、申立期間の保険料を未納とするのは不自然である。

また、申立人は、国民年金に加入した後にC国に留学し、帰国後の昭和55年10月から現在に至るまで、申立期間を除き国民年金の保険料をすべて納付しており、納付意欲は高かったものと認められる。

さらに、申立人は、申立期間当時、B町にあったD所の研究員として継続的に勤務をしており、E業のアルバイトによる収入もあったことから、申立期間の保険料を未納とするような事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年7月、同年9月、同年10月から11月までの期間及び平成9年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ①平成3年7月
②平成3年9月
③平成3年10月及び同年11月
④平成9年11月

申立期間については、勤務していた病院を退職する都度、市役所で国民年金の加入手続きをし、保険料を納付したはずである。未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含め、看護師として勤務していた病院を退職するたびに国民年金に加入し、保険料を納付したとしているところ、申立期間を除き、10回以上行っている厚生年金保険から国民年金への切替手続きのほとんどを適切に行っており、厚生年金保険被保険者資格と国民年金被保険者資格が同月に得喪している3回の月についても、適切に手続きをとり、保険料を納付していることから、同様に、厚生年金保険からの切替時である申立期間が未納となっているのは不自然である。

また、納付したとしている金額は、当時の国民年金保険料額とおおむね一致しており、申立期間当時の経済状況も、病院勤務時の収入があったことから、保険料を未納とする事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から50年3月まで

社会保険事務所に国民年金納付記録の照会をしたところ、申立期間について、納付記録が確認できなかったとのことだった。私は、同じ団地の人から国民年金について教えてもらい、夫婦一緒にA市（現在は、B市。以下同じ。）C支所で加入手続きを行い、その際、市の職員から「奥さんは未納期間が短いから、さかのぼって保険料を納付した方がよい」と説明され、保険料を納付したので未納とされるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年の暮れから51年の初めの寒い時期に、子供が幼稚園に行っている間にA市C支所へ行き、夫婦一緒に国民年金に加入した際、窓口職員から申立人は、さかのぼって国民年金保険料を納付した方がよいと説明を受け、その場で保険料額を計算してもらったものの、手持ちの現金では足りなかったので夫に銀行から現金を引き出して来てもらい、窓口で納付したとする記憶が具体的かつ鮮明で、不合理な点はうかがえない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和50年12月頃に払い出されたものと推認できることから、申立人が同時期に国民年金の加入手続きを行ったことが推認できるとともに、申立人が主張する保険料の納付金額は、加入時に納付した夫婦二人分の現年度保険料と加入の時点で納付することが可能であった昭和48年10月から50年3月までの期間の申立人の過年度保険料との合計金額とおおむね一致している。

さらに、申立人は、申立期間以降未納期間は無く、60歳まで国民年金

保険料は納付済みであり、平成7年度からは、前納で保険料を納めるなど納付意識は高かったものと認められる。

一方、昭和46年7月から48年9月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたと推認される時点では、時効により納付できない期間であり、これを納付するには特例納付によることとなるが、申立人が納付したとする金額とは相違する。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年10月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 41 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 41 年 6 月まで

国民年金制度が開始された当初は実家の農業を手伝っており、父親から 20 歳になった私と母親の国民年金の加入手続と国民年金保険料の納付を行ったことを聞いていた。保険料は、納税組合を通して A 組合（現在は、B 組合。以下同じ）の口座から引き落とされており、納税組合長が各戸を訪問し確認印を押印していたことを覚えているので、当該期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人の国民年金手帳記号番号は、当時申立人と同居していた申立人の妹の国民年金手帳記号番号と連番で、昭和 43 年 9 月 12 日に払い出されているところ、申立人の妹は、41 年 4 月以降の国民年金保険料を過年度納付していることが C 町の国民年金被保険者名簿検認記録で確認できることから、申立人についてもその妹と同様に、申立期間のうち 41 年 4 月以降の保険料を納付していたことが推認できる。

2 一方、申立期間のうち昭和 41 年 3 月以前については、申立人の妹も未納である上、申立人が国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付したとするその父親は既に他界しており、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、納税組合が A 組合の口座から保険料を引き落としていたとしているが、同組合によると、申立期間当時は、納税組合による口座引き落とし手続を取り扱っておらず、昭和 50 年ころから口座引き

落としが始まったとしており、申立人の主張と相違している。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 41 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から45年3月まで

昭和43年5月にA県B市の実家に戻り、母親と一緒に住民票の異動や国民健康保険の加入と共に国民年金の加入手続を行ったことを鮮明に記憶している。それから臨時教員として2年間公立小学校で働いたが、採用時に年金加入状況を確認され、国民年金に加入していると報告した記憶もある。母親は納税組合並びに納付組合の組合長で、私の国民年金保険料を納付してくれており、申立期間が未加入で未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年5月にC県からA県B市の実家に戻ったときに、久しぶりに実家での生活が始まる嬉しさの中で母親と一緒に住民票の異動や国民健康保険の加入手続とともに国民年金の加入手続を行ったことや臨時教員として公立小学校に採用されるときに国民年金に加入している旨の報告をしたことを鮮明に記憶しており、申立人の主張には信憑^{びよう}性が認められる。

また、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は、昭和36年9月に国民年金に任意加入し申立期間も含め国民年金保険料が納付済みであることから、年金に対する関心の高さがうかがわれる。

さらに、申立期間当時同居していた申立人の義姉は、申立人の母親が納税組合並びに納付組合の組合長であり、申立人も国民年金に加入し保険料を納付していたことを証言している。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成7年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年4月
② 平成7年3月

申立期間①については、A市役所から督促を受け、平成3年4月に母親がA市役所に出向いて、国民年金保険料を納付した。また、申立期間②については、平成7年3月にB国から帰国後、直接、A市役所に出向いて帰国届を提出したのち、同月分の保険料を納付したので、未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人は、平成7年3月にB国から帰国後、直接、A市役所に出向いて帰国届(正式には、転入届)を提出するとともに同月分の国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期から、申立人は7年3月に国民年金の加入手続を行ったと推定されること、社会保険庁の記録では、7年9月に納付書が作成されたことが確認できることから、申立てのとおり、帰国後、国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したことが推認できる。

2 一方、申立期間①について、申立人は、申立人の母親がA市役所の窓口で納付書に現金を添えて国民年金保険料を納付したとしているが、A市では、直接、市の窓口で国民年金保険料を納付することはできないとしている上、保険料の納付を裏付ける資料(家計簿、確定申告書等)は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しが推定される平成7年3月ごろからすると、申立期間①は時効で保険料を納付できない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成7年3月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和44年10月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から44年3月まで
② 昭和44年10月から45年3月まで

20歳になってから両親に勧められてA市役所で国民年金に加入した。当時、父親と共に指圧療院を経営しており、両親の国民年金保険料と一緒に保険料を納付していたので、申立期間が未納であるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和45年3月21日に払い出されており、国民年金手帳記号番号払出簿に記載された申立人の前後の記号番号から、申立人は、45年2月ごろ国民年金の加入手続を行ったことが推定できるところ、社会保険庁の記録では、申立人は、申立期間②の前の44年4月から同年9月までの期間は納付済みとなっていること、申立期間について保険料を納付しない特段の事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間②についても国民年金保険料を納付したものと推認される。

また、申立期間②以降は、全期間納付し、このうち、平成11年度以降は前納しており、納付意欲が高いと認められる。

2 一方、申立期間①について、申立人は申立期間の保険料の納付について保険料額、納付金額、納付時期等、具体的な記憶が無く、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推定される昭和45年2月の時点では、申立期間①の一部は時効で納付することができない上、申立人が国民年金

保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）や周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 44 年 10 月から 45 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年10月から38年3月までの期間及び53年7月から54年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年10月から38年3月まで
② 昭和53年7月から54年3月まで

私は、国民年金制度発足から国民年金保険料を一度も遅れることなく支払ってきた。申立期間が未納とされるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①は、申立人の両親が申立人の国民年金保険料を納付したとしており、同居していた両親は申立期間の保険料を納付している上、申立期間は6か月と短期間である。

また、申立期間②は、A市の国民年金被保険者名簿によると申立人名義の金融機関の口座より、申立人及びその妻の国民年金保険料を口座振替で納付しているところ、妻のみが納付済みとなっており、かつ、当該口座で申立人は公共料金も支払っていたとしており、申立人の国民年金保険料のみが9か月も残高不足で支払えなかったとは考えにくい。

さらに、申立人は申立期間以外の未納が無く、申立期間直後の昭和54年5月から平成5年5月までは付加保険料も納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から52年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付記録が確認できないとの回答を受けたが、45万円前後の金額をA銀行（現在は、B銀行）C支店の妻名義の口座から下ろし、同行で一括し納めたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、D市（現在は、E市）に居住していた昭和54年6月ごろ市役所で開催された国民年金保険料の特例納付に関する年金相談に出席した際、社会保険事務所の職員らしき人から、申立期間の保険料を未納のままにしておくと、将来、年金を受ける権利が無くなる可能性があると聞かされたので、その場で保険料の納付書を作成してもらい、日を置かずに、約45万円をその妻のA銀行C支店の口座から下ろし、特例納付したことを覚えていると明言しており、その申立内容に不自然さはみられない。

また、申立期間を除き、国民年金加入期間に未納は無く、昭和52年7月からは、口座振替により保険料を納付するなど、納付意識の高さがうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 1 月から同年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 7 月から 48 年 3 月まで
② 昭和 50 年 1 月から同年 8 月まで
③ 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

社会保険庁の国民年金納付記録では、申立期間①、②及び③が未納となっているが、申立期間①は、結婚してしばらくしてから会社を辞め夫の扶養となったが、国民年金は大切であると思い任意加入をして保険料を納めてきたのに未納となっているのは納得できない。また、申立期間②と③は、納付期日どおり保険料を納付してきたのに未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、申立期間②については、直前の昭和 49 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料は、所持している国民年金手帳に貼付されている領収証書に領収印があることから、同期間の申立人の納付記録は平成 19 年 12 月 18 日に納付済みに訂正されているとともに、手帳の国民年金印紙検認台紙の 50 年 1 月から 3 月までの欄には、保険料納付済みに記録訂正された期間と同じ「規則、検認、A 市」の規則検認印が押印されていることから、申立期間②当時の記録管理に不適切な取扱いがあった可能性が否定できない。

2 一方、申立期間のうち、申立期間①については、申立人は、昭和 47 年 1 月に A 市役所で国民年金の加入手続をして、保険料を納付していた

と主張しているが、同市での申立人の国民年金手帳記号番号の払出日は48年12月14日であることが確認できるとともに、48年12月以後に47年1月からの保険料をさかのぼって納付したことはないと言言していることから、申立期間①の国民年金保険料を納付したとは考え難い。

また、申立人は、申立期間③の国民年金保険料を納付したと主張しているが、所持している手帳にも資格取得したことを示す記載は無いとともに、保険料の納付場所及び納付金額も記憶しておらず、ほかに、申立期間③の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和50年1月から同年8月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間に勤務していたとする株式会社Aは、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事務所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を昭和52年2月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月30日から52年2月1日まで

年金記録を確認したところ、株式会社Aの資格喪失日が昭和51年9月30日となっている旨の回答を得た。厚生年金保険料の控除が確認できる在職期間中の給料計算書があるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

給料計算書により、申立人が株式会社Aに継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料計算書の保険料控除額から、32万円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、株式会社Aは、昭和51年9月30日に厚生年金保険の適用事業所を全喪し、申立期間における適用事業所としての記録が無い。しかし、申立人の複数の元同僚は、全喪日後においても株式会社Aで申立人を含む5名が勤務を継続し、その後、52年4月20日に5

名のうち1名を事業主として適用事業所となった株式会社Bにおいて全員が被保険者資格を再取得した旨を証言しており、同社は、申立期間において、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格取得日に係る記録を昭和46年9月1日に、資格喪失日に係る記録を50年5月1日に訂正し、申立期間①の46年9月の標準報酬月額を3万6,000円、申立期間②の50年4月の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、A株式会社における申立期間③、④及びB有限会社における申立期間⑤に係る標準報酬月額の記録については、昭和48年9月及び同年10月は5万2,000円、49年7月から50年3月までの期間は7万2,000円、50年5月から同年7月までの期間は15万円に訂正する必要がある。

なお、事業主は、昭和48年9月及び同年10月、49年7月から50年3月までの期間並びに50年5月から同年7月までの期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年9月1日から同年10月1日まで
② 昭和50年4月30日から同年5月1日まで
③ 昭和48年9月及び同年10月
④ 昭和49年7月から50年3月まで
⑤ 昭和50年5月から同年7月まで

昭和46年9月から50年4月まで、A株式会社に継続して勤務したため、申立期間①及び②も被保険者であったことを認めてほしい。また、申立期間③及び④については、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

さらに、B有限会社に勤務していた昭和50年5月から51年3月までのうち、申立期間⑤について、厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違しているため、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、給与明細書により、申立人がA株式会社に昭和46年9月から50年4月まで継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から3万6,000円とし、申立期間②の標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期間①については、事業主から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和46年10月1日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年9月分の保険料の納入告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。また、申立期間②については、事業主から提出された健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が50年4月30日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月分の保険料の納入告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、A株式会社における申立期間③、④及びB有限会社における申立期間⑤については、申立人は標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、申立期間③は5万2,000円、申立期間④は7万2,000円、申立期間⑤は15万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の

履行については、申立期間③及び④に係る事業主及び申立期間⑤に係る事業主のいずれも、保険料を納付したか否かについては不明としているが、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が申立期間③、④及び⑤の全期間にわたり一致していないことから、事業主は、給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社A(清算時は、株式会社B。以下同じ。)のC支店における資格喪失日に係る記録を昭和31年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年12月30日から31年1月1日まで
申立期間の厚生年金の加入記録の欠落は、株式会社AのC支店から同行D支店への転勤によるものである。申立期間中も同行に勤務していたので、この期間について厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Aの行員名簿及び雇用保険の記録により、申立人が同行に継続して勤務し(昭和31年1月1日に同行C支店から同行D支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の転勤直前の昭和30年11月の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、株式会社Aの清算人は、事実を確認できる資料は保存されておらず不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年5月から61年3月まで

社会保険庁に国民年金保険料納付記録の照会をしたところ、申立期間の納付事実が確認できないとの回答を得たが、納付していたはずであり未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和61年3月に国民年金手帳記号番号の払出しを受けており、その時点では、申立期間のうち59年4月から61年3月までは、保険料をさかのぼって納付することが可能な期間であるが、申立人は、当該期間をさかのぼって納付したという記憶が無い上、現在保有している国民年金手帳より以前に、別の年金手帳を保有していたという記憶も無い。

また、申立人の、申立期間における納付を裏付ける関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年5月から54年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 5 月から 54 年 7 月まで
かねてから国民年金保険料を支払わなければいけないと気になっており、生命保険会社に勤務していた時に貯めていた約 20 万円を国民年金保険料に使おうと考え、生命保険会社を退職した後に A 市役所本庁で納付した。納付記録がないのは納得でき無い。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人が国民年金に加入した時期は、前後の任意加入者の国民年金手帳記号番号から、昭和54年10月ごろと推認され、申立期間において申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情が見当たらず、申立期間は未加入期間であると認められる。さらに、申立人が所持している年金手帳、A市国民年金被保険者名簿及び特殊台帳での申立人の国民年金資格取得日はいずれも54年10月1日となっており、未加入期間である申立期間について、申立人が特例納付をしたと仮定すると資格取得日に変更になっていることが自然であるが、申立人が所持している年金手帳、A市国民年金被保険者名簿及び特殊台帳はいずれも資格取得日を変更した形跡は見当たらない。

加えて、申立期間は第3回特例納付期間中であるため保険料納付は可能であるものの、A市役所の窓口では特例納付保険料の収納業務を行っておらず、A市役所窓口で特例納付したとする申立人の主張と異なる。

これら、申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から61年3月まで
国民年金手帳によると、昭和61年4月から国民年金に加入となっているが、50年8月に会社を辞めて51年2月に店を開業してから、10年間も国民年金に加入していないとは到底考えられない。妻が50年1月に国民年金に加入し、それから1年くらい遅れて私も加入した。保険料は、A町で婦人会による集金があり、自宅に集金に来たときに妻が夫婦二人分を納めており、未納とされるのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、その妻が申立人の国民年金への加入手続を行い、夫婦二人分の国民年金保険料を集金により納付していたと主張しているが、申立人の妻は加入手続の時期、保険料額、年金手帳の所持等に係る記憶が曖昧である上に、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和50年頃、国民年金に加入したとしているが、申立人の国民年金手帳は、B市を管轄する社会保険事務所において、平成4年5月頃に払い出されたことが推定できるとともに、A町を管轄する社会保険事務所における、50年前後の国民年金手帳記号番号払出簿の調査結果においても申立人の氏名は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年12月から57年2月までの期間、58年11月から59年4月までの期間、59年6月から同年12月までの期間、60年10月から61年6月までの期間、平成2年4月から3年4月までの期間、5年1月から同年5月までの期間及び5年7月から同年11月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年12月から57年2月まで
② 昭和58年11月から59年4月まで
③ 昭和59年6月から同年12月まで
④ 昭和60年10月から61年6月まで
⑤ 平成2年4月から3年4月まで
⑥ 平成5年1月から同年5月まで
⑦ 平成5年7月から同年11月まで

申立期間は、会社を退職したとき、厚生年金保険から国民年金に切り替えて、国民年金保険料をA市のB出張所で納付していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間の国民年金保険料について、申立人が納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料額等の記憶も曖昧であり、国民年金への加入及び保険料納付の状況が明確ではない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、平成7年11月ころに払い出されており、別の記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

さらに、A市国民年金被保険者名簿により、申立人は、平成7年10月6日にはじめて国民年金被保険者資格を取得したことが確認でき、ほかに

申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる関連資料や周辺事情は見当たらない。

加えて、申立期間当時、同居であった申立人の母も、申立期間の大部分が国民年金に未加入であるなど、申立内容を裏付ける合理的な説明も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年2月から46年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年2月から46年2月まで

父親が国民年金の加入手続を行い、母親が納税組合を通して国民年金保険料を納付しており、厚生年金保険に加入していた時も、母親が保険料を継続して納付してくれていた。厚生年金保険と重複している期間については、還付金を受け取った記憶はなく、会社退職後についても、資格変更手続をしておらず、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したとするその母親から十分な説明を得ることができず、しかも申立人自身が国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

また、社会保険庁の被保険者台帳には、国民年金と厚生年金保険期間の重複分を還付した記録があり、国民年金の喪失、還付期間、還付金額の記載内容に不合理な点はなく、ほかに申立人に対する保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立人の母親が近所の納税組合の班長に国民年金保険料を持参し納付していたことを記憶しているとしているが、申立人が申立期間当時居住していたA県B町（現在は、C市）では、平成14年に社会保険事務所に収納業務が移管されるまで納税組合による国民年金保険料の収納が行われており、このことのみをもって申立期間の保険料を納付したと認めることはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年12月から6年9月までの期間、9年4月から10年3月までの期間及び12年11月から13年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年12月から6年9月まで
② 平成9年4月から10年3月まで
③ 平成12年11月から13年2月まで

20歳になってから会社に入社するまでの間は、母親が国民年金保険料を納付していた。途中未納の期間もあったが、後日納付し、この間の保険料を完納したと聞いている。母親は亡くなったが、父親に聞いて間違いのないことを確認しているので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を完納したとしているが、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする母親は既に他界しており、しかも申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与していないため、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の父親は、申立人の保険料が未納であるとの督促があったときに、申立人の母親が申立人の弟の保険料と一緒にまとめて納付したとしているが、保険料を納付した時期、納付した保険料額、納付方法、納付場所等の記憶は曖昧である。

さらに、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から54年3月まで
昭和49年3月に大学を退学し、同年10月に父親が国民年金の加入手続をしてくれた。申立期間の国民年金保険料も父親が納付していたはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付は申立人の父親が行ったと主張しているが、父親は既に他界しており、申立人自身は保険料の納付に関与していないことから、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は見当たらない。

また、申立人は、昭和55年6月28日に国民年金の加入手続を行ったことがA市の国民年金被保険者名簿で確認でき、その時点では、申立期間の大部分が時効により保険料を納付できない期間であり、申立人の別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情もみられない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年11月から44年3月までの期間、44年9月から46年3月までの期間、47年7月から同年9月までの期間及び48年4月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和40年11月から44年3月まで
② 昭和44年9月から46年3月まで
③ 昭和47年7月から同年9月まで
④ 昭和48年4月から49年3月まで

申立期間の国民年金保険料については、夫が加入手続をして夫が支払っていた。当初はA市の職員が集金に来ていたが、昭和46年ごろから近所の人と「B会」という年金保険料の納付組合を作り特定の人が毎月集金していた。6年以上もの間未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人の所持する国民年金手帳の発行が昭和44年6月10日となっていることから、手帳発行の時点では40年11月から42年3月までの期間は時効により納付できない期間であり、残りの42年4月から44年3月までの期間については過年度納付によらなければ納付できない期間となることから市役所の集金では納付できない。

また、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその夫は、申立期間①のうち41年4月から42年3月までの期間を申請免除しているものの後日追納しているが他の期間は未納となっており、申立人の国民年金保険料のみを納付していたと考えることは困難である。

2 申立期間②、③及び④については、A市の被保険者名簿の記録によると、昭和44年4月から49年3月までの現年度納付をした期間は44年4月から同年8月までの5か月分と47年4月から同年6月までの3か月分の計8か月分のみであり、その他の期間は未納と申請免除期間で

あったことが確認できることから（申請免除期間については55年3月及び同年9月に追納）申立期間の保険料を集金により現年度納付していたとすることは不自然である。

また、申立人の夫は申立人と同様に同期間において現年度納付をした期間は昭和44年4月から同年8月までの5か月のみでその他の期間は未納と申請免除期間であったことが確認できる上、51年5月及び56年4月に申請免除期間の保険料を追納するとともに、第二回特例納付による納付が可能であった期間のうち44年9月から47年3月までの期間の保険料を特例納付しているものの特例納付が可能なすべての未納期間を納付していないことから、納付できない事情があったものと推認できる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその夫はすでに亡くなっており、保険料の納付状況が不明である。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年3月から同年12月まで

昭和55年に年金住宅融資を利用して分譲住宅を購入しようとした。その際に納めていない期間があるので融資資格が無いと担当者に言われた。後納すれば融資できるということなので、申立期間を含む53年3月から54年3月までの国民年金保険料をA市とB区に納めた。B区の納付記録は確認できたが、A市で納めた53年3月から同年12月までの納付記録がないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

C社会保険事務所の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、手帳記号番号の払出日は、昭和55年12月4日であり、その時点では申立期間の大半は時効により納付できない期間である。

また、申立期間当時の、年金福祉事業団の住宅融資の融資条件は、厚生年金保険と国民年金を合計して加入期間が3年以上で、かつ、申込日直前の2年間に未納が無いことであることから、申立人は住宅購入先の担当者に依頼して、昭和55年12月4日に国民年金の加入手続きを行い、54年1月から55年3月までの保険料を過年度納付して、融資資格を得たものと推認される。

さらに、申立人の戸籍の附票によると、手帳記号番号の払出日当時の申立人の住所はB区であり、申立人の主張するA市では保険料を納付できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から43年3月まで
国民年金に加入する際に、国民年金保険料をまとめて納付した。申立期間が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入動機を「今、加入手続しないと、年金を受給できなくなる」と聞いたからであるとし、A市役所で説明を受けた納付方法により国民年金保険料をまとめて納付したと主張するが、特殊台帳によると、昭和43年4月から47年12月までを第2回特例納付により、48年1月から51年3月までを2度にわたる過年度納付により納付している上、申立人は、43年度からの保険料を納付することにより受給要件を満たすことが可能となることから、同市役所で説明を受けて納付したとする期間は、43年4月から51年3月までと推認するのが合理的である。

また、B社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿によると、当該手帳記号番号は昭和51年4月に払い出されており、第2回特例納付の実施時期を考慮すると、申立人が加入手続を行ったのは50年12月ごろと推認できることから、申立期間は特例納付以外の方法で納付することはできない期間となるが、申立人の申立期間に係る保険料の納付状況等に関する記憶が曖昧であり、かつ、特例納付については既に記録されている期間以外を特例納付したとする周辺事情もなく、当該納付記録を疑わせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年6月から44年3月まで
年金記録を確認したところ、申立期間について未納とされていたが、同期間の国民年金保険料については、父親が兄の分と一緒に集金人に納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、父親が国民年金保険料を納付したはずであると主張しているが、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和44年6月の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の兄の国民年金手帳記号番号払出日は昭和38年4月ごろと推定され、納付記録に不自然さは見当たらないところ、実際に加入手続と保険料を納付したという父親は既に亡くなっており、申立人と兄の保険料と一緒に納付されていた事実は確認できない。

さらに、市の徴収員に過年度保険料を納付することはできず、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年6月から51年3月まで
年金記録を確認したところ、申立期間について未納とされていたが、同期間の国民年金保険料については、夫の保険料と一緒にA市の集金人に納付したはずであり、未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、夫の国民年金保険料と一緒にA市の集金人に納付したはずであると主張しているが、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年8月の時点では、申立期間の一部は時効により納付できない期間である上、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金に加入した時期、保険料の納付についての記憶が曖昧であり、申立人と夫の国民年金保険料と一緒に納付されていた事実は確認できない上、70か月に亘り行政側の記録管理に誤りが続いたとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月

私が所持している平成9年度上半期の国民年金保険料領収証書には4月分の領収印があるだけだが、平成9年3月末にA町からB区に転居し、保険料の口座引落が新たに開始されるまでの4月分と5月分の保険料は、夫がそれぞれ区役所で納めたはずなので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の夫は、「平成9年5月にB区役所の国民年金課窓口で保険料の口座引落の手続をした際、引落しは6月分からになると伝えられたので、4月分の保険料は区役所1階の銀行窓口で納付し、5月分の保険料は6月中に区役所の国民年金課窓口で納めた」としているものの、申立人が所持する平成9年度上半期分の国民年金保険料領収証書に5月分の領収印が無いことについては、「口座引落の手続時に6月分以降の納付書が回収された際、領収証書部分が切り離されたため、5月分を納付する時に領収証書部分を持って行くのを忘れ、その時は領収証書に代わるものは何ももらわなかったような気がする」と主張しているが、B区国民年金課では、領収証書部分が欠落した納付書を持参した場合、その場で新たに納付書を作成して保険料を収納し、領収証書を交付することとしていることから、保険料を納付したにもかかわらず何ら領収証書が発行されなかったとは考え難い。

また、平成9年4月分の国民年金保険料の納付場所について、申立人の夫は、「国民年金課の窓口で口座引落の手続をした際、ここでは納付できないと言われ、案内に従って区役所1階の銀行窓口で納付した」としているが、領収証書にある領収印は当時、同区役所内にあった銀行と

は別の銀行のものであり、同区では当該銀行が同区役所内で業務を行ったことが無いとしていることから、その主張には齟齬^{そご}がみられる。

さらに、社会保険庁の記録から、申立人の転居により前住所地で口座振替が行われなかった平成9年3月分の国民年金保険料が同年7月1日に過年度納付されていることが確認できるが、その夫は当該過年度納付を行った記憶を有していないとしている上、4月分の保険料を納付した記憶は、その納付方法から過年度納付をした際のもものと推認できることから、当該過年度納付を5月分の保険料の納付と考え違いしている可能性も否定できない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月から同年 3 月まで
国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付記録が確認できなかったとの回答をもらったが、口座振替を利用して確かに納付したので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を、口座振替を利用して納付したと主張しているが、申立期間当時、年 4 回（6 月、9 月、12 月及び 3 月の各々原則 25 日）口座振替の処理を行っていた A 市の被保険者名簿に、「転出 59. 3. 22」と押印されており、申立人が昭和 59 年 3 月 22 日に転出の手続を行ったことが推認できることから、同年 3 月 26 日（同年 3 月 25 日は休日）時点では口座振替の処理は行われなかったものと考えられ、事実、同市の昭和 59 年度国民年金保険料徴収簿では、保険料収納データを金融機関に送付した記録は確認できないため、申立期間の保険料が口座振替により納付されたと考えることは困難である。

また、申立人は「納付書を用いて納付した記憶はない」と明言している上、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から同年5月までの期間、43年12月から46年3月までの期間及び47年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年1月から同年5月まで
② 昭和43年12月から46年3月まで
③ 昭和47年1月から同年3月まで

国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間①、②及び③の納付記録が確認できなかったとの回答をもらったが、当該期間の保険料は、特例納付制度を利用し、昭和42年1月から同年5月までの期間、43年12月から50年3月までの期間及び妻の43年10月から49年3月までの期間の保険料とともに、A市役所で納付したので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の昭和47年1月から同年3月までを除く昭和46年度から49年度までの期間の国民年金保険料は、特例納付制度により、合計15万2,100円が納められた記録が確認できるところ、申立人は、当該期間に加えて、申立期間①、②及び③の保険料とともにその妻の43年10月から49年3月までの期間の保険料として、合計10万円以上を、49年1月から50年12月までの第2回特例納付実施時期または53年7月から55年6月までの第3回特例納付実施時期に、一括納付したと主張しているが、申立人の47年1月から同年3月までを除く46年度の保険料は49年12月に、47年度の保険料は54年12月に、48年度の保険料は55年1月に、及び49年度の保険料は55年4月に、それぞれ特例納付されたことが確認できることから、一括納付したとの申立人の主張には齟齬がみられ、かつ、申立人の主張どおり申立期間①、②及び③の保険料を納付した場

合、その保険料額は実際に必要な額（第2回特例納付の場合、24万3,000円。第3回特例納付の場合、55万2,100円）と大きく異なる。

また、申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いことから、申立人が、同期間の保険料を納付していたと推認することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年10月から49年3月まで
国民年金保険料の納付記録について照会したところ、申立期間の納付記録が確認できなかったとの回答をもらったが、当該期間の保険料は、特例納付制度を利用し、夫の昭和42年1月から同年5月までの期間及び43年12月から50年3月までの期間の保険料とともに、A市役所で納付したので、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫の昭和47年1月から同年3月までを除く昭和46年度から49年度までの期間の国民年金保険料は、特例納付制度により、合計15万2,100円が納められた記録が確認できるところ、申立人は、当該期間に加えて、申立期間の保険料とともにその夫の42年1月から同年5月までの期間、43年12月から46年3月までの期間及び47年1月から同年3月までの期間の保険料として、合計10万円以上を、49年1月から50年12月までの第2回特例納付実施時期または53年7月から55年6月までの第3回特例納付実施時期に、一括納付したと主張しているが、申立人の夫の47年1月から同年3月までを除く46年度の保険料は49年12月に、47年度の保険料は54年12月に、48年度の保険料は55年1月に、及び49年度の保険料は55年4月に、それぞれ特例納付されたことが確認できることから、一括納付したとの申立人の主張には齟齬がみられ、かつ、申立人の主張どおり申立期間の保険料を納付した場合、その保険料額は実際に必要な額（第2回特例納付の場合、24万3,000円。第3回特例納付の場合、55万2,100円）と大きく異なる。

また、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、

確定申告書等)が無いことから、申立人が、申立期間の保険料を納付していたと推認することは困難である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年12月から15年3月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年12月から15年3月まで
私は平成14年7月から15年3月までの国民年金保険料を14年10月30日に納付したが、その後、納めた期間のうち申立期間が未納であるとの通知を社会保険事務所から受けた。同期間については、納付済みであると抗議したものの、将来、国民年金を受給することを考えて、16年1月27日に納付してしまったが、やはり、納得できないので、申立期間の保険料を還付して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む平成14年7月から15年3月までの国民年金保険料10万3,500円を14年10月30日に、A銀行B支店（現在は、C銀行D支店）の口座から10万円引き出し、手持ち金の3,500円と合わせて納付したが、申立期間が未納である旨の通知を受けたため、当該保険料を16年1月27日に再度納付したと主張しているが、同日に申立期間の保険料を納付したことは社会保険庁の記録で確認できるものの、同支店の取引推移一覧表によると、申立人が14年10月30日に引き出した金額は7万円であることが確認できることから、保険料として10万円を引き出したとするその主張には齟齬がみられるとともに、申立期間を含む14年7月から15年3月までの保険料を納付できたと考えることは困難である。

なお、申立人が平成14年7月から15年3月までの保険料を納付するため14年10月30日に引き出した7万円は、当時の5か月分の保険料66,500円に近似していることから申立期間を除く同年7月から11月までの5か月分の保険料を納付するために引き出したものとも考えることもできる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を重複して納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年5月及び50年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年5月
② 昭和50年5月

社会保険事務所で納付記録を調べてもらったところ、申立期間①及び②が未納と言われたが、当時、会社を度々変わったため、国民年金保険料は未納にしないように、妻に納付してもらっていたので、未納と言われたことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、事業所を退職し、厚生年金保険被保険者資格を喪失した際、その都度、その妻が、直ちに国民年金の資格取得手続を行っていたと主張しているが、A市の国民年金被保険者名簿から、昭和45年9月に厚生年金保険に加入後、その3か月後の同年12月に国民年金の資格喪失手続を行ったため、同年9月分の国民年金保険料を還付されたことが確認でき、その主張どおり厚生年金保険の資格喪失の都度、直ちに国民年金の加入手続を行っていたとは推認できないことから、49年5月15日に、B株式会社を退職して、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、1か月後の6月16日に、株式会社Cに入社して、被保険者資格を取得するまでの間に、必ずしも直ちに国民年金への加入手続を行い、保険料を納付したと考えることは困難である。

また、申立期間②については、申立人は、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者資格を同月得喪し、資格喪失日及び資格取得日が連続しない場合、当該月は国民年金の強制加入期間となることを承知していなかったとしていることから、昭和50年5月10日に、D株式会社を退職して、厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その6日後の同月16日に、B株式会社に入社して、厚生年金保険の被保険者資格を取得した申立人が、国民年金の資格取得手続を行い、保険料を納付したとは考え難い。

さらに、申立人は、その妻が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、妻の記憶も明確でないとしている上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年3月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年3月から43年3月まで
母が、私の20歳の誕生日の記念に、国民年金の加入手続をし、申立期間の保険料を納付していたはずであり、未納とされているのは納得がいけない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立人自身は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無いとともに、申立人は、国民年金手帳を見たことは無く、母親から国民年金手帳を渡された記憶も無いとしている上、母親は既に亡くなっていることから、国民年金の加入状況や保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年4月ごろに払い出されていることから、その時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付できなかったと考えられるとともに、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年3月から51年3月までの期間及び57年2月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年3月から51年3月まで
② 昭和57年2月から58年3月まで

私（申立人の妻）は、亡き夫の国民年金保険料の納付記録について社会保険事務所に照会したところ、申立期間①及び②については、未納であるとの回答をもらった。

当該期間は、亡き夫がA市役所で国民年金の加入手続を行うとともに、保険料も納付していたはずであり、未納とされていることに納得がいかない。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人がA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の妻は、申立人の国民年金加入手続や保険料納付に関与しておらず、これらを行っていたとする申立人も既に亡くなっていることから、保険料の納付状況等が不明である上、申立人が申立期間①及び②の保険料を夫婦一緒に納付していたはずであるとしているその妻の同期間の保険料納付記録も未納となっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年3月ごろに払い出されていることが確認できることから、申立期間①の大部分は時効により納付できない期間であったと考えられる。

加えて、申立期間②直後の昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月までは、夫婦共に国民年金保険料の申請免除期間となっていることから、申立人は、申立期間②当時、保険料を納付する資力が必ずしも十分であったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から41年3月まで

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間の納付記録が確認できないとの回答を受けたが、私は、昭和36年4月から38年3月までの期間は国民年金保険料をA市役所でおおむね3か月毎に印紙で納め、38年4月から41年3月までの期間は同市から派遣された集金員を通し納めた覚えがあるので、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間のうち、昭和36年度から37年度までの期間の国民年金保険料をA市役所で国民年金印紙により、3か月毎に夫婦で納めたと主張しているが、その配偶者も同期間の保険料が未納であることから申立人のみが納付したと考えることは困難である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和38年4月から41年3月までの期間の国民年金保険料をA市から派遣された集金員により納付したと主張しているが、同市で集金員を採用したのは、42年度以降であるとしており、かつ、申立人は、46年以降の年金手帳の更新時に自らの年金手帳を同市に返還したと主張しているが、同市では年金手帳を預かったままにしておくことはないとしていることから、その主張には齟齬がみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から48年3月まで
社会保険庁の国民年金納付記録では申立期間が未納となっているが、会社を辞めた翌月の昭和47年1月に妻がA市役所で国民年金の加入手続をして以来、保険料を納付してきたので、申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年1月に妻がA市役所で国民年金の加入手続をするとともに、申立期間の保険料を納付していたと主張しているが、同市での申立人の国民年金手帳記号番号払出日は48年3月9日であることが確認できるとともに、48年3月以降に47年1月からの保険料をさかのぼって納付したことはないと言明していることから、申立期間の保険料を納付していたとは考え難い。

また、申立人夫婦は、申立期間の国民年金保険料を毎月納付していたと主張しているが、申立期間当時、同市では3か月ごとに納付する方法をとっており、その主張には齟齬^{そご}がみられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、日記等)が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年2月から45年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年2月から45年6月まで

私は、60歳に国民年金等の受給裁定請求手続きをした時、昭和38年6月から39年1月までA社に勤め、厚生年金保険に加入した記録があったことを知らされたことから、39年1月に当該会社を辞める時、「今度は国民年金に加入するように」と事務の方に言われたので、翌月の39年2月にB区役所に国民年金の加入手続きをして保険料を納付し始めたことや、子供が生まれ養育費がかかってきて生活が厳しくなってきたので45年ころに保険料を納付することをやめたことを思い出したので、申立期間が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年2月にA区役所で国民年金の加入手続きをしたと主張しているが、国民年金手帳記号番号が払い出された形跡が確認できず、国民年金被保険者台帳、国民年金被保険者名簿等も無い。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料として毎月300円を納付していたと主張しているが、当時の納付方法は3か月ごとの納付であるとともに、月額保険料も100円であり、その主張には齟齬がみられる。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）が無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、株式会社Aでの厚生年金保険の資格喪失日が昭和 45 年 8 月 31 日となっている。しかし、実際に同社を退職したのが昭和 45 年 8 月 31 日であることから、資格喪失日は昭和 45 年 9 月 1 日である。給料も貰っていて保険料も控除されていたはずであるので、当該期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aで勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを主張している。

また、雇用保険の加入記録により、昭和 45 年 8 月 31 日まで株式会社Aに勤務していたことは推認することができる。

一方、事業主である株式会社Aは、申立人の厚生年金保険の資格喪失日について、健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書をもって昭和 45 年 8 月 31 日と届けており、社会保険事務所の記録でも資格喪失日は、昭和 45 年 8 月 31 日と同一日になっている。

また、事業主によると、株式会社Aでの厚生年金保険料の控除方法については翌月控除としており、申立人の給与からの保険料控除及び社会保険事務所への納付の有無については不明としている。

さらに、申立人と同様の業務に従事し厚生年金保険に加入していたことが確認できる同僚で、被保険者記録の資格喪失日が月末日となっている複数の同僚に退職時の厚生年金保険料の取扱方法について確認したが、何れも記憶にないと供述している。

加えて、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料控除については、申立

人は控除されていたとするものの、明確な記憶が無く、また、これを確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 3 月 26 日から 40 年 10 月 11 日まで
② 昭和 40 年 11 月 22 日から 44 年 9 月 1 日まで
③ 昭和 44 年 9 月 1 日から同年 12 月 21 日まで
④ 昭和 45 年 2 月 23 日から 46 年 2 月 28 日まで
⑤ 昭和 46 年 6 月 1 日から 47 年 1 月 11 日まで
⑥ 昭和 47 年 1 月 11 日から 50 年 4 月 29 日まで

社会保険庁の記録では、昭和 50 年 7 月 22 日に脱退手当金が一括で支給されたことになっているが、株式会社A社を退職した後、脱退手当金を請求したことはなく、脱退手当金を受け取ったこともない。脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約3か月後の昭和50年7月22日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 1 日から 49 年 11 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、株式会社 A（当時は、株式会社 B。以下同じ。）の資格喪失日が昭和 45 年 1 月 1 日となっている旨の回答を得た。しかし、昭和 38 年 3 月 26 日から 49 年 10 月 31 日まで同社に継続勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間中に株式会社 A に入社し厚生年金保険の被保険者資格を取得した同僚の名前を記憶していたことから、申立人が株式会社 A に勤務していたことはいかがわれる。しかしながら、社会保険事務所が保管する被保険者原票により、申立人は、昭和 45 年 1 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しており、申立期間における記録が無く、同年 2 月 13 日に被保険者証が社会保険事務所に返納されていることが確認できる。

また、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、事業主に照会するも、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保管されておらず、申立内容に係る同僚等の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月から 34 年 7 月まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険に加入していた事実が無い旨の回答を社会保険事務所からもらった。当時は、A県から上京してB株式会社に印刷工として勤務しており、社用車の前で撮影した写真もあるので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするB株式会社は、C組合の当時の組合員名簿等により存在していたことが確認でき、また、社名入りの乗用車の運転席に座る申立人の写真から、申立人がB株式会社に勤務していたことがわかる。

しかしながら、同社が厚生年金保険の適用事業所であったことが社会保険庁の記録で確認できない。

また、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料も無い。

このほか、当該事業所は既に廃業し事業主も故人となっており、申立内容に係る事業主の親族からの証言も得られず、同僚の所在も不明であり、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 1 月 30 日から同年 2 月 1 日まで
② 昭和 47 年 2 月 29 日から同年 3 月 1 日まで

年金記録を確認したところ、A所における厚生年金保険の資格喪失日が昭和 46 年 1 月 30 日に、B所（その後、C法人。以下同じ。）における厚生年金保険の資格喪失日が 47 年 2 月 29 日になっている旨の回答をもらった。しかし、両事業所とも月末まで勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、社会保険事務所の保管するA所の被保険者原票により、申立人の厚生年金保険の資格喪失日が昭和 46 年 1 月 30 日であり、訂正の痕跡も無いことを確認できる。

また、申立てに係る昭和 46 年及び前後の年次において厚生年金保険の資格を喪失している申立人を含む4名全員が、月末に資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、事業主に照会するも、申立人に係る人事記録、賃金台帳等は保管されておらず、申立内容に係る同僚等の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②については、社会保険事務所の保管するB所の被保険者原票により、申立人の厚生年金保険の資格喪失日が昭和 47 年 2 月 29 日であり、訂正の痕跡の無いことを確認できる。

また、申立てに係る昭和 47 年及び前後の年次において厚生年金保険の資格を喪失している申立人を含む 9 名については、月末に資格を喪失している者が 5 名、月半ばに喪失している者が 4 名であり、月初めに資格を喪失している者はいないことが確認できる。

さらに、申立期間について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、当該事業所は既に全喪しており、申立内容に係る同僚等の証言も得られず、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 2 月 1 日から平成元年 9 月 16 日まで
昭和 63 年 2 月から平成 2 年 10 月まで有限会社 A に勤務したので、厚生年金保険の資格取得日が元年 9 月 16 日になっているのはおかしい。
入社と同時に会社から健康保険証を渡され、厚生年金保険料が控除された給与明細を見た記憶もあるので、申立期間について、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

昭和 63 年に申立人と一緒に有限会社 A に就職し、申立人と同じ勤務形態で働いていたとする同僚も、社会保険庁のオンライン記録では、申立人と同じ平成元年 9 月 16 日に厚生年金保険の資格を取得している。

また、申立期間に係る雇用保険加入記録は無く、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付し、国民健康保険にも加入しており、平成元年 9 月 17 日に国民健康保険の被保険者資格を喪失した理由は、B 市の記録によれば、「社会保険加入」となっている。

なお、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

さらに、有限会社 A では、申立期間について勤務実態を確認できる人事記録等の資料や、保険料控除に係る事実を確認できる関連資料（給与台帳等）は保管していないとしており、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 1 月から同年 8 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。申立期間はA株式会社B工場に採用された後、同社工場が建設中のため、同社C所に勤務していたので被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言及び申立人から提出された写真により、申立人が申立期間当時、A株式会社C所（現D所）に勤務していたことは推認できる。しかし、社会保険事務所が保管する当該事業所に係る労働者年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名は確認できない上、同社B工場の労働者年金保険被保険者名簿にある加入記録は、社会保険庁のオンライン記録と一致する。

また、A株式会社B工場の労働者年金保険被保険者名簿によると、昭和19年1月に一緒にB工場に採用されたとする複数の同僚も、申立人と同様に19年8月1日に資格取得していることが確認できる。

さらに、A株式会社C所及び同社B工場（現E株式会社F工場）には、申立当時の関係資料は処分されて無いなど申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から同年 5 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことが判明した。申立期間はA株式会社に勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の上司及び同僚の証言から、申立人が申立期間当時、A株式会社に勤務していたことはうかがえる。しかし、社会保険事務所が保管するA株式会社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には、申立人の氏名は無く、同僚の記録においても、入社したとする日と被保険者資格を取得した日が異なっているケースが見られるなど、同社においては、すべての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことが推認できる。

また、A株式会社は既に解散し、当時の事業主も他界しており、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月1日から23年6月1日まで
A社で昭和21年5月1日から26年5月11日まで働いたが、23年6月1日より前は原票に記入されていないということで年金を受けられなかった。A社入社から昭和23年6月1日までの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めていただきたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同時期に入社したという同僚の被保険者資格の取得日は、申立人と同じく昭和23年6月1日であり、社会保険事務所が保管するA社の被保険者名簿においても、申立人の申立期間中の健康保険証の番号の脱落や重複は無い。

また、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 4 月 21 日から 45 年 10 月 1 日まで
昭和 43 年 3 月に A 社 B 店のオープンと同時に入社し、45 年 9 月の同店閉店まで勤務したが、申立期間の加入記録がない。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が昭和 39 年 1 月 10 日から 45 年 9 月 20 日までの間、有限会社 A 社に継続して勤務していたことは確認できる。しかし、社会保険事務所が保管する有限会社 A 社の事業所別被保険者原票における申立期間に係る資格喪失日は、オンライン記録と一致しており、申立期間中において健康保険被保険者証の番号の脱落や重複も無い上、当該原票には申立人に係る健康保険被保険者証が昭和 44 年 10 月 22 日に返却滅失と記載されていることが確認できる。

また、申立当時の事業主は既に他界して証言を得ることができない上、申立期間について保険料控除を証明できる関係資料も保存されていないことから、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

これらの事実及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年から 33 年まで

昭和 32 年から 33 年まで A 地の B 屋に勤めていたが厚生年金保険の加入記録が無い。当時の同僚には加入記録があるので申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立内容及び複数の同僚の証言により、申立人が申立期間当時、定時制高校に通いながら B 屋（社会保険事務所が保管する事業所別被保険者名簿では B 屋 C 支店。）に勤務していたことがうかがわれるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する B 屋 C 支店に係る被保険者名簿には申立人の氏名は確認できず、健康保険証番号の欠番も認められない。

さらに、申立事業所は既に廃業し、当時の事業主は他界しており、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年2月1日から29年8月1日まで
申立期間当時、A地裏に住み、B町にあったC社本社まで通っていた。給与は食事付きで6,000円から7,000円であり、諸手当もついていたように記憶しているので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、D区B町にあったC社に勤務していたという当時の当該事業所を含むB町及びE地界隈の記憶は、F組合の理事長の証言から、信憑性が高いものとうかがえるものの、社会保険庁の記録では、D区B町及びその周辺にはC屋という名称の厚生年金保険適用事業所は無く、また、G法務局で保管する商業登記簿及び目録には、同一名称の法人事業所が商業登記された形跡は見当たらないとしている。

さらに、申立人及び同理事長によれば、事業所は既に無く、事業主も既に他界された様子であり、申立人が勤務していた当時の事業所を特定することが困難であったので、類似する名称で厚生年金保険の適用事業所を検索したが、申立人の供述内容に該当する適用事業所は確認できなかったことから、申立人が申立期間において厚生年金保険の被保険者であったとは推認できない。

加えて、申立人が既に他界された同郷の同僚以外の名を記憶していないことから、申立内容についての新たな証言等を得ることは難しい。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
昭和 31 年 3 月に A 高等学校 B 科を卒業し、同年 4 月に C 株式会社に入社したが、厚生年金保険の被保険者資格取得日が昭和 31 年 11 月 1 日となっている。当時の給与は 7,300 円位で、保険料として 1,000 円位控除されていた様に記憶している。したがって、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同僚の証言から C 株式会社に勤務していたことはうかがえるものの、申立人の勤務期間を特定することまではできなかった。

また、C 株式会社は、平成 13 年 8 月 31 日に解散登記しており、当時の経営者も他界しているなど、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないほか、申立人の申立期間に係る雇用保険の加入記録についても確認できない。

このほか、申立人に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 5 月 6 日から 36 年 3 月 1 日まで
厚生年金保険の加入記録について照会したところ、申立期間について加入の事実が無い旨の回答を得たが、昭和 33 年 5 月 6 日付けでA株式会社本社（B）工場に入社し、51 年 4 月 30 日に退職するまで継続して勤務している（退職時の社名は、C株式会社）。したがって、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の被保険者資格の取得日は 36 年 3 月 1 日となっているが、33 年 5 月 6 日の間違いであるので記録の訂正をして欲しい。36 年 3 月 1 日は、D支店への転勤辞令を受けた日である。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する「退職金支給明細書」及び「企業年金給付金お支払いのお知らせ」から、申立期間について、A株式会社に勤務していたことは推認できるものの、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無く、また、社会保険庁が保管する厚生年金保険被保険者名簿には、申し立てのとおり記録が無く、健康保険の欠番もない。

また、当該事業所は既に解散しており、当時の事業主及び担当者も既に死去しており申立内容に係る事実を確認することができない。

さらに、申立人より聴取した当時の上司及び総務課長については、基礎年金番号に統合されていないため照会不能であり、そのほかに、同僚照会した結果では、申立期間中に申立人が同事業所に勤務していたかどうかは確認できなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る

厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年2月1日から28年8月29日まで

A社会保険事務所に厚生年金の期間照会をしたところ、B局（現在は、Cセンター。以下「B局」という。）における資格取得は昭和28年8月29日との回答だった。厚生年金保険料控除に関する資料は58年前のことなので持っていないが、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所であり、加入していたはずなので、調査を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に継続して勤務していたことは、事業主等の証言により確認できるが、申立人には厚生年金保険料が控除されていたことに関する具体的な記憶は無く、B局の当時の資料は昭和32年の火災により焼失しているため、申立期間に係る当該事業所における厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立期間のうち、昭和25年2月1日から28年3月1日までの期間については、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である。当該期間については、昭和57年に、同僚が自身の厚生年金保険の記録について、当時の当該事業所における庶務担当者に問い合わせたところ、「厚生年金保険に加入しておらず、全員未加入」との回答を得ているため、申立人についても被保険者ではなかったと考えられる。

さらに、申立人と採用と勤務が同時期にある当時の同僚三人は、厚生年金保険の適用事業所でなかった期間以外の期間も含め、申立人の申立期間中に、厚生年金保険に加入していなかったと供述しており、加入記録は確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当

たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 31 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで
② 昭和 32 年 10 月 30 日から 33 年 2 月 1 日まで
中学校卒業後、昭和 31 年 4 月 1 日から A 株式会社就職し、会社が倒産する 33 年 2 月まで勤めた。厚生年金保険の記録が 10 か月しかなく前後合わせて 1 年間に欠落しているため訂正し、厚生年金保険の記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述により申立期間は A 株式会社勤務していたことがうかがえるが、社会保険庁が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立てのとおり記録はなく、健康保険番号の欠番も確認できない。

さらに、同僚数名に照会したところ、いずれも厚生年金保険被保険者資格の取得日より数か月から一年近く前に入社時期として記憶していたことから、当該事業所においては、入社後一定期間が経過した後に厚生年金保険に加入させていたものと推認できる。

このほか、申立内容に係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 10 月から 50 年 5 月まで

申立期間については、株式会社Aに正社員の店員として勤務し、厚生年金保険にも加入していたことから、被保険者であったことを認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において株式会社Aに勤務していたことは、事業主及び元同僚の証言から確認できるが、同社の事業主は、昭和 40 年 1 月の事業所設立当初から現在に至るまで、厚生年金保険には加入していないとしており、社会保険庁のオンライン記録にも同事業所の適用事業所としての記録はない。

また、申立人の元同僚及び申立期間当時から同事業所に勤務している現在の取締役は、それぞれ、申立期間当時、同事業所は厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除されていなかったと証言しており、両者とも申立期間中は国民年金に加入している。

さらに、申立人が申立期間において事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。